

タイトル	公益事業と公共性に関する一考察
著者	小坂，直人
引用	季刊北海学園大学経済論集，57(1)：15-39
発行日	2009-06-25

《論説》

公益事業と公共性に関する一考察

小 坂 直 人

はじめに

2008年～2009年の時期を後世の人々はアメリカ型の株主資本主義あるいは金融優位型資本主義の破局の幕開けの時代と記すことになるであろう。サブプライム問題を契機とするアメリカ資本主義の金融危機は瞬く間に全世界へと広がり、伝統ある巨大証券会社や銀行を整理倒産へと導き、国家の財政的支援の必要性が声高に叫ばれるとともに、その余波はアメリカ資本主義の象徴とも言える自動車会社にも及び、同じく国家的救済をめぐる大論争を引き起こしていた。事態はアメリカ一國の問題にとどまらない。グローバル化の進展はその影響を世界的な広がりにおいて示すことになり、「良いこと」だけがグローバル化したのではなく、「悪いこと」もグローバル化していることを証明したのである。

こうした流れは、一世を風靡し続けてきた「新自由主義」の必然的帰結であるにもかかわらず、未だにその因果関係を認めようとせず、相変わらず市場の神通力に期待を寄せ続けている論者が存在しているのを見ると、「新自由主義」は理論というよりは、ほとんど絶対的信仰に近いものであったことを痛感する。

しかしながら、思い起こしてみると、大勢が「新自由主義」にあるときから、その誤りなり問題点を指摘し続けてきた潮流もまた存在したのであり、その先見性とそこから導き

出される将来への展望を改めて整理しておくことは、ますます重要なテーマとなっていると思われる。わが国に「新自由主義」的思想を広げる上で大きな影響力をもっていた中谷巖氏が「新自由主義」の誤りを認め、その懺悔の念をまとめた『資本主義はなぜ自壊したのか』を刊行したのは2008年のことである。その自己批判の不徹底さについては二宮厚美氏によって完膚なきまで明らかにされているが¹⁾、それ以前から、小野善康、山家悠紀夫、そして内橋克人の各氏によって「新自由主義」に基づく「構造改革」が日本経済にもたらす「負の影響」、とりわけ、まがりなりにも維持されてきた日本型福祉国家の解体化の危険性が繰り返し警告されてきたところである²⁾。実際、日本経済はその警告通りの道をたどってきたし、直接的には、サブプライム問題に端を発する世界同時不況はその解体過程を促進することによって、「構造改革」による矛盾をいっそうあらわにしたのである。それでもなお、「構造改革」の正当性を主張し続けるのは、「信仰」か、さもなければ「確信犯」的行為のいずれかであろう。

電力・ガス事業や通信・航空事業分野はアメリカにおける規制緩和政策が早くから推進されてきたこともあり、わが国における自由化と規制緩和政策を展開する上でも、主要な舞台となった感がある。これらの分野を研究対象とする研究者は否応なくこの流れに巻き込まれたと言えよう。その際、「国鉄」や

「電電公社」の民営化が中心的論点であった 1980 年代から 1990 年代にかけての当初の議論にあっては、国有企業の公共性と効率性が重要な論点であり、その限りで「公共性」が議論された経緯があった。しかしながら、1990 年代から世紀交代期以降にかけての議論は、対象が電力・ガスが中心となり、当該分野が主として規制当局から「公的規制」を受ける民間事業者によって担われていたことから、その議論の中身も、「自由化」と「規制緩和」一辺倒となり、「公共性」が主要な論点として登場する契機を著しく欠くこととなった。郵政民営化に至る議論過程において、いわゆる「ユニバーサル・サービス」問題に関わって「公共性」が間接的に論じられる程度であった。この点は、NTT の東西分割に際しても同様であった。

以下、公益事業と公共性に関わって展開されてきた議論について簡単に振り返っておくことにしよう。筆者は、公益事業学会における「公共性」研究の実状について、概略以下のように主張したことがある。

「公益事業」について議論する場合、各論者は各論者なりの「公益事業」の定義を持たなければならないし、より本質的には「公益」についての概念規定を行う必要がある。公益事業学会における規定として、これに該当するのは学会規約第 6 条の規定「本規約における用語中公益事業とは次の如き意味を有する。公益事業とは、われわれの生活に日常不可欠の用役を提供する一連の事業のことであって、それには、電気、ガス、水道、鉄道、軌道、自動車道、バス、定期船、定期航空、郵便、電信、電話、放送等の諸事業が包括される」のみである。見られるように、この規定は、「公益事業」とされる具体的な対象事業分野を列挙するとともに、それら事業が提供する財・サービスが「われわれの生活に日常不可欠」であること、言い換えれば「必需性」を有するという点にのみ着目したもので

ある。公益事業研究において、さしあたりこの規定に準拠し、事業分析や政策提言を試みることは止むを得ないとしても、この規定をあくまでも不動の前提の如く扱い、経済社会の実態と規定との間にある緊張関係に無関心であってはならない。そもそも、こうした規定が形成されてくるプロセスが現実と理論の葛藤の連続であり、多くの先達の積年の成果としてのみ明文化された規定が存在するのである。きわめて簡潔明瞭な規定であるが故に、その背後の複雑かつ長年の議論の跡が見えないのは当然であるが、だからこそ、後に続く者の責任として、規定の再確認を絶えず行わなければならないのである。

筆者も、拙著『第三セクターと公益事業』日本経済評論社、1999 年において、筆者なりの「公益」ないし「公共」の意味把握を試みた。そこでの、一定の結論は、以下のようである。

(1)「不特定多数の利益」「国民大多数の利益」「国家・政府の利益」をもって「公益」あるいは「公共の利益」、「公共性」と規定するのは間違いである。少なくとも、それを一般的真理とすることはできない。

(2)具体的な係争のなかで対立しているのは「私益」と「私益」であり、その一方に優位性を与える手続きとして、「公共の利益」「公益」の位置づけが与えられる。その際、それが「共同の利益」と認知されるのがもっとも説得的である。

(3)「私益」対「公益」の構図において、むしろ、「私益」とされた側に「公共の利益」が存することがありうる。たとえば二風谷ダム訴訟判決に見られたように、アイヌ民族という少数先住民族の利益、彼らの文化享有権を保証することに「公共の利益」があると、考えられる。

(4)多数と全体の利益の名の下に常に無視・軽視されてきた少数者、マイノリティ、社会的弱者の利益がむしろ「公共の利益」の

本質をなすと考えるべきであること。また、この場合、「少数者」「マイノリティ」「弱者」という表現は、数の絶対数からではなく、その社会における「社会的勢力」としての位置づけに基づいていること。

(5)こうした「公益」「公共性」規定が、対象とされるメンバーの個別具体性を消し去ることがないこと、すなわち、自然人としての存在が担保されなければならないこと³⁾。

以上のような筆者の主張に対して、そこには近年、哲学、社会学、政治学、法学分野で盛んに行われている「公共圏」「市民的公共性」の議論が反映されておらず、したがって、筆者の論究には「民主主義と公益」という概念についての研究史が欠落しており、今後の課題として残されていると松葉氏より指摘を受けた(松葉正文氏による拙著に対する書評『立命館産業社会論集』第36巻第1号、2000年6月所収)。

拙稿(「公共圏論における公益事業の位相」、北海学園大学『経済論集』第51巻第3・4号、2004年3月)は、さしあたっては、この指摘に対して筆者なりの答えを用意すべく準備されたものであるが、より本源的には、「公益」なり「公共」、あるいは「公」を直接の対象として学的展開をなす学問領域において、存外、この問題が追究されていない現状があるのではないかという反省がその出発点にある。「公益事業学会」においても、学会創立(昭和24年)から20年間ほどは、「公益事業」とは何か、「公共の利益」とは何かという問題について真摯な議論が行われていたが、その後は、この種の議論が必ずしも十分展開されてきたとは言えない。それは、ある意味では、わが国の「公益事業研究」が質、量ともに充実し、「公益」概念についても、一定の収斂が見られた証左である。そして、今日の「公益事業研究」がその基礎の上に成り立っていることも明らかである。しか

しながら、同時に時代の進展とともに対象事業分野自体が大きく変貌を遂げている中で、出発点における「公益事業」概念がどこまで有効であり、何を修正しなければならないのか、公益事業概念の再検討作業を絶えず行わなければ、「公益事業研究」が現実から切り離された過去の概念による自己展開に陥ってしまう、あるいは逆に、厳密な概念規定によらない現状記述的な作業に終始してしまう恐れなしとはしない。この傾向から免れるためには、われわれの眼前で動いていく現実の変化を忠実にフォローすることと、われわれがよって立つ概念をその形成にまで遡って再吟味するという、いわば時間的に逆方向の作業を同時並行的に行わざるを得ないということであろうか。

日本公法学会の学会誌『公法研究』54号、1992年10月において樋口陽一氏は、「私なりに理解した今回のテーマの意味は、いちばん大づかみにいって、『公法における公共性』というとき、何よりも、公法の存在理由としての公共性が日本国憲法の運用のなかでどのようなあらわれ方をしているのか、を問題とし、それに対してどのような公共性を理念として対置するのか、ということでありました。本学会としてこのテーマを正面から掲げて議論するのは、もとより、今回がはじめてであります。……これまで、いろいろな論者がいろいろな問題局面に即して議論をくり返してきた事柄でもあります。にもかかわらず、問題が『公共性』というテーマのもとで正面から論ぜられることが少なかったということは、それ自体、ひとつの論点を提供するものであります」(同上所収論文、「日本国憲法下の〈公〉と〈私〉——〈公共〉の過剰と不在」2ページ)、と述べている。氏も指摘しているように、「公共の福祉」を典型として、この分野で「公共」が議論されないことはあり得ないのであるが、公法学会では、イデオロギーとしての「公共の福祉」批判はあっても、

「公共」それ自体を検討することがほとんどなかったという小林直樹氏の主張が併せて紹介されている⁴⁾。「公益事業学会」と類似の状況の存在を垣間見た思いである⁵⁾。

以上、筆者が指摘した状況は、現在でも基本的には変わりはないが、筆者を含め「公共性」を意識した研究が徐々に増えつつあることも確かである。公益事業学会において「公共性」を真正面から取り上げ、哲学、社会学、政治学、法学など、他分野との研究交流を積極的に進めるべきであると、竹田繁教授は早くから主張しており、学会に対しても広く訴える努力を惜しまれない⁶⁾。筆者もその主張に賛成であり、自分なりに「公共性」研究を少しずつ進めてきたところである。上述の筆者の主張も、「公益事業学会北海道東北部会（2003 年 9 月）」や「公共研究会（立命館大学、2003 年 10 月）」での報告を元にまとめたものであり、竹田教授からは、部会報告の折、懇切丁寧なコメントをいただくとともに、学会における「公共性」研究の必要性を強く訴えられていた。こうした経緯を経て、昨年（2008 年）の公益事業学会北海道東北部会において「公益事業と公共性」をテーマにシンポジウムを開催し、法哲学、政治学そして公益事業論のそれぞれの立場から「公共性」について問題提起を行い、研究交流する試みがなされた。それまでの準備期間や当日の時間的制約から所期の目的を達成できたかどうかははなはだ心許ないが、参加者それぞれが「公共性」について、なにがしかのヒントをつかむことができたのではないかと考えている。少なくとも、公益事業学会として長年等閑に付してきた本質的テーマに久方ぶりに迫ろうとしたささやかな試みとして特記しておいて良いであろう。報告と討論の全体については別途紹介する機会を持ちたいと考えているが、ここでは、その主要な部分だけを以下紹介し、公益事業における「公共性」「公益性」を考える上でのヒントを得たいと

思う⁷⁾。

I 法学・法哲学における「公共性」 （旗手俊彦報告）にそって

法律の中でも最も根本となるのは憲法です。憲法は近代立憲主義という考えに基づいて制定されております。この近代立憲主義はどういう考え方に基づいているかと言いますと、憲法それ自身が、市民による社会契約として制定されたものであり、国家に対して制約をする、市民社会が国家に籓（たが）をはめるのが憲法の大きな役割と考えられております。

憲法、あるいは憲法にかなった法律によって国家に制約を加えるということで、市民の自由を保障しようというのが近代立憲主義の根本的な発想です。したがって憲法は何を目的としているかと言うと、市民の基本的人権の尊重を目的としています。

憲法は基本的人権と統治の仕組み、いわゆる統治機構について定めている部分とに大きく分かれ、したがって近代立憲主義の立場に立ちますと、公共の福祉とは一体何かというと、これは日本の憲法の教科書を見ると、積極的な定義はなされてはいません。公共の福祉という何か権利を制約する実態的な価値基準があるわけではなくて、人権と人権が衝突した場合の調整原理が公共の福祉であるというふうによく説明されています。

西欧の場合には、憲法は法律・政治学の世界ですが、普段の市民の日常道徳の基礎となったキリストに基づく倫理基礎というものは、ファシズムを経験した後でも特に否定はされていなくて、その延長線上で市民道徳、憲法に規定されないところでの市民の公共道徳とか、教会が中心になっていたボランティア活動というのが存在しているのですが、日本では戦前天皇制国家主義にすべてが通じる形で地域社会が作られて、護国神社や神社のお祭りには自治体が刈り出されるという仕組

みになっていました。また天皇と皇后を父と母と見立てた擬似家族的な天皇制国家主義が倫理の根幹とされ、それが親を敬わなければならない、年長者を敬わなければならないという倫理の由来となる。ここに非常に大きな公共道徳をめぐる問題の所在があります。

このような背景の下に、西欧および日本において、国家が担うべき公共性について論ずることは、再びナショナリズムをもたらす危険性があるとして回避される傾向が顕著です。法哲学において公共性、あるいは公益性はどう定義されているのかと言われても、今のところ合意を得た積極的な定義はなされていない。もし挙げるとすれば、先ほどお話しした通り、基本的人権の衝突の調整原理であるというところが最大公約数であると申し上げなければいけないような状況です。

法思想史といわれている分野では、むしろ公共性をどのように回復するのかというのが大きなテーマとして取り上げられています。よく取り上げられている思想家としては、近代の大思想家であるヘーゲル、現代の哲学者として有名なハンナ・アーレントや、このあとちょっと引き合いに出しますが、ユルゲン・ハーバーマスなどが非常に活発に研究されています。

2つ目の分野が、法理論や正義論といわれている立場で、これがこの後に説明するロールズに代表される理論です。法哲学の分野では現在、正義論を中心とする法理論を研究する研究者の数が一番多くて、活況を呈しています。

3番目に応用法哲学と呼ばれている分野がありまして、先ほどお話しした通り、法哲学の理論は抽象的過ぎて、あまり現実の法律問題の解決には役立たないのではないかという批判がなされてきていて、それについて環境倫理や生命倫理を中心として、具体的な倫理問題、法的問題について答えていこうという立場が応用法哲学と言われている立場です。

正義論で最も有名なのが、ジョン・ロールズという思想家です。ロールズは数年前に亡くなりましたが、現在でもロールズに関する全集が出版され、また研究論文が出版されており、間違いなく現代を代表する哲学者の一人として挙げられると思います。ロールズは、1972年に『A theory of justice』という本を出しました。これが現代正義論の、今や古典と言ってもよいと思いますが、古典的な名作になっています。その後のロールズのさまざまな著作は、それに対して寄せられた批判にいかにか答えていくかという立場で書かれています。彼は「正義による原理」というものを主張します。まず第1原理は、基本的な自由は平等に保障されなければいけないという考え方。第2原理は、2つから成っていて、ひとつが「公正な機会均等の原理」と言われています。これは社会に参加する機会が、あらゆる階層に公正に保障されていなければいけないという考え方です。特に、経済的な職業分野が念頭におかれている。それから第2原理のふたつ目が「格差原理」と言われていまして、これが社会的、経済的不平等を伴う政策を導入する時は、最も不利な状況にある立場の利益が改善されなければいけない、パレート最適の考えを応用して、仮になんらかの不平等をもたらすような政策を導入したとしても、最も恵まれない階層の状況が改善すれば、その分だけ社会は改善しているというふうに考えるのが、ロールズの考え方です。この正義原理がいったいどこから出てくるのかということになります。彼は「公正としての正義論」というふうに表現しています。まず基本的な平等は全員に保障されなければいけない、そして不平等を伴うときは最も恵まれない階層にいたとしても恩恵を被るような原理を選択すると正義の原理が出てくると言いました。基本的人権の保障と社会的平等を目指すというのが、わかりやすく言えば正義原理の内容になるかと思います。

では一体、ロールズの正義論によって公共性という問題はどうか、という問題が出てきます。基本的人権の尊重を最も大きな理念とする政治倫理を導入すると、市民は権利の享有主体となってしまっ、義務を負わなくなるような、権利ばかりを主張するような社会になってきてしまうのではないかと、という問題が当然出てきます。これに対してロールズは、正義原理というのは、この原初状態から、憲法、立法を経て、憲法に基づいた法律に市民が従うことによって、市民も正義原理の担い手になるということを言います。

2番目なのですが、ロールズが理想とする「よく秩序付けられた社会、正義にかなった社会」を構成する市民は、2つの道徳的な能力が備わっていると言います。ひとつが合理的な能力、理性性と合理性という2つの道徳的な能力が備わっている。後ろの方の合理性というのは、合理的に自分の追及する善について、構想することができるという考え方です。それから前者の方の理性的ということは、相互協力的な枠組みの中で、自らの善を追及する、すなわち正義原理を受容するということです。正義原理を受容する以上、正義原理にかなった他者の権利主張については耳を傾ける、けして自分の権利だけを主張するような市民にはならないということが、ロールズの主張する市民が担うべき公共性ということなのです。

もっと突き詰めて、その公共性は一体どこから出てくるのかということなのですが、これが非常に、ロールズ研究者の間でも議論、解釈が分かれるところなのですが、人間は合理的であるとロールズは仮定します。これはカントを引き合いに出すのですが、合理性であって、この正義の原理に則って善を追及すれば、最もよく自分の善を追及することができる。そしてその正義原理の良さがわかる。そうするとこの正義原理を維持しようとする。そこで正義原理を受容し、正義原理に則った

他者の権利主張にも耳を傾けるようになるという、究極的には合理性というところに根拠が求められているというふうに解釈されています。

法学、政治学の分野では新しい公共性論というのが活発になっています。アンソニー・ギデンス、"London school of economic"の教授だと思いますが、「第三の道」という理論です。つまり国家による強制ではなくて、市民が自由を追求する中でボランティア・アソシエーションを結成し、それによって公共性が担われている。市民の善の追求の一環として公共性という善がある。それは全くリベラリズム論の否定するところではないということで、リベラリズム論からこうした考え方が、積極的な位置づけがなされることになってきます。

しかしこうした新しい公共性にはメリットが挙げられますが、デメリットも挙げられます。ボランティア・アソシエーションによって担われる公益性や福祉というのは、活発な地域とそうではない地域があって、地域による格差が非常に顕著であって、普遍性に欠けるということです。それから市民活動に参加する市民とそうでない市民とに二極分化していく。この問題をどう考えるか。確かにボランティア・アソシエーションを通して市民が公益性を担っていくというのは良いのですが、公共性というものにも全く背中を向けてしまっている市民も出てきている。給食費、地方税の滞納など、モラルハザード型の公共問題が、今、起きてきています。それから市民活動、本当に公益的な市民活動と、公益性に名を借りた「地域エゴ」とか、「業界エゴ」とか、「裸のエゴイズム」というものをどういうふうに区別していくのかという問題も非常に難しい問題で、これは私が所属している法学会でも、必ずこの問題が出てきます。一方でボランティア・アソシエーションによる公益性を積極的に評価しようという発言が

出てくると、必ず、「それは公益性に名を変えた地域エゴじゃないか」、「具体的にはこんな例がある、あんな例がある」ということでよく引き合いに出されて問題になります。これはけしてコンテンポラリーな問題ではなくて、非常に根深い問題です。ハーバーマスがよく公共性の構造転換ということで引き合いに出されているのですが、ハーバーマス自身はむしろ、市民が公共性の担い手として現れてきたことに、非常に悲観的な見方をしているのです。「公衆の範囲は、はじめは非公式的に新聞や宣伝によって、拡大されていく。その社会的閉鎖性が薄れるにつれて、公衆は社会の諸制度や比較的高い教養水準による連帯をも失っていく。これまで私生活の圈内におさえこまれていた葛藤が、いまや公共性の中へ溢出してくる。市場の自動調整からは満足を期待し得ない集団の欲求は、国家の側からの統制を志向するようになる。これらの諸要求を今や媒介せざるを得なくなった公共性は、暴力対決という荒々しい形態をとった利害競争の場となる」、「これらの法律は、多かれ少なかれ露骨に、競合する私的利害の妥協を表現するものになるのである」。

かつて市民的公共性は、財産と教養を持った階層に担われていて、文芸という手段を通して行われていた。サロンによるディスカッションとか、文学や哲学書の出版、またその批評という文芸という形で公共性が担われていたのですが、それが崩壊した。大衆が公共性の担い手として登場してくることによって、裸の利益がそのまま政治にストレートにぶつけられて、教養が崩壊してしまった。彼は、市民が公共性の担い手として現れてきたことに非常に悲観的で、政治の主体として現れてきた市民によるディスカッションが、もう一回公共性を回復するにはどうしたらよいかというのが、ハーバーマスのモチーフなのです。ただ、そこをどうしたらいいかということの明確な解決策まではまだ提示されていないと

思います。

国家が担うべき公共性とは一体何なのかということ、もう一回議論しなければいけないというのが、今の法学、法哲学、政治学の課題であろうと思います。

II 廃校舎再利用という「新しい公共」の場づくり(樽見弘紀報告)に就いて

NPO という言葉は先ほど旗手先生もおっしゃったようにボランティアセクターだとか、サードセクターといったようないろんな言葉で置き換えられていますが、広い意味でのNPO、すなわち政府でもない、市場を中心として活動している企業でもない、第3の主体としてのNPOというものの活動、関わり方というのが、新しい公共の担い手ということを考える上でぬぐえないということのひとつの問題としたいと思っています。

2つ目は、非常に卑近な言葉で申し訳ないのですが、役所の「回転ドア化」と、私は最近呼び始めていますが、これまで政府、あるいは役所としてくっついてきた政府自体、役所自体の壁というのも実は透明化し始めていて、役所の「内」と「外」が流動化し始めているということを少し確認しておきたいと思います。

3番目は、「エンスージアスト」という言葉です。「エンスージアスト」という言葉は長いものですから、「エンスー」という言葉を最初に使い出したのはもちろん私ではなくて、ご存知の方もいらっしゃるかと思います。渡辺和博さんというイラストレーターでエッセイスト、漫画家でおられた、一番有名なのは『金魂巻』というのをバブルの頃に本を出された方がいまして、つい最近亡くなったのですが、この方が、今日の言葉でいうと「オタク」、ある一定の趣味に没頭するよう人のことを「エンスー」と言いました。もともと

とこの「エンスージアスト」という言葉だと思うのですが、私はこの同じ「エンスージアスト」という言葉を使いながら、ではどういうイメージでこの「エンスー」という言葉を使うかということは、この後、言葉の確認をしたいのですが、前もって申し上げると、特定の公共問題、 이슈にのめりこむような人たち、そしてそののめりこむ一群の熱狂的な市民のイメージを「エンスー」という言葉で表現しようとしています。

自治体が取り組むと、それを別の地域がやる。市民条例というものをある地域がやると、別の地域がやる。そういうことをやっている。言うならば政策波及というのは別にネガティブ意味ではないのですが、政策波及の悪い面というのは「金太郎飴化」であって、あるいは外部化であると思います。

自治体での自前での自治体政策というものをどんどん放棄する傾向に向かうだろう。もうすでにそうなっていますが、今後ますます、その傾向が強まっていくだろうと思います。なぜならば、ネガティブな情報としては先ほど見たように、いわゆる自治体の政策資源が不足している、もうない、そういう中においては、自前で政策を立案して、遂行してそれを評価していくことはもうなかなか難しくなっているわけです。だけどポジティブな面でいうと、それを補うに余りあるような社会的インフラが、この 10 年間くらい、ものすごい勢いでキャッチアップしているという印象を受けます。

簡単に言うと人事交流であるとか、情報の「入り」と「出」というようなものが起きてきて、これから自治体の「回転ドア化」がますます進んでいくという仮説を持っています。言うならば特定の 이슈に特化したような熱狂的な市民は誰か、特定の 이슈に特化した熱狂的な市役所の職員は誰なのかというような、一体どのセクターにその人が立脚しているかという問題ではなくて、情熱はいか

ほどかという問題がとても大事になってくるというふうに僕は思っています。「エンスー」というのは先ほどから言っていますように、どこにいるかが問題ではないのです。政府セクターにいる、役所の中にいることもあるし、市民の中にいることもあるし、場合によっては企業の中にもあると思うのです。だけれども、この 21 世紀初頭の日本を切ってみれば、とりわけ NPO 型の「エンスー」という人たちがいろんな比較優位性を持っている。いろんな理由があるのですが、たとえば NPO というのは人を囲い込まないという特性を持っているので、「エンスーがエンスーでいられる」可能性が非常に高いのです。「エンスーがエンスーらしく」演じられる可能性が非常に高いので NPO というものが、ひとつのキーワードになるのかと思っています。

それは、すなわち、公共領域における市民 NPO のプレゼンスというのは確実に上がっていると思います。これまで行政は主として市民参加という言葉を使ってきましたけれども、今起きていることはむしろ市民参加というよりも、市民を中心としたさまざまな政策の中に、政府が参加していく政府参加ではないかなというようなニュアンスさえ感じられるわけです。同時に、今までは NPO ということを議論してきましたが、昨今は、社会企業家という言葉を使いながら、その寄って立つ法人格が営利か非営利かということさえ問わない。場合によっては企業であっても公共領域に関与できるということ。つまり NPO の一番重要な定義であるはずの非分配制約という分配制約自体も、ちょっと危うくなっている、良い意味で危うくなっているのだらうと思います。

何も非営利であるということが問題であるのではなくて、社会性というミッションを持っているならば、一部営利性を持っている組織も加えていこう、頭の中には、協同組合、

今日でいうワーカーズコレクティブというようなものも含まれており、公共領域においてはますます市民、NPOのプレゼンスは上がっていくと思います。

III 公益事業論の立場からの公益性 (藤田正一報告)にそって

いわゆる公益事業と公益性との近代における最初の関係の契機というのは、南北戦争、1861年から1865年後の1867年に社会改革および啓蒙運動を目的とする博愛的団体として組織された全国農民共済組合とその支部による「グレンジャー運動」であったと思います。

グレンジャー運動は、3つの運動から成り立っています。ひとつは文化的運動です。この運動というのは、「孤立的で浅薄的な農民生活に、教養と社交を育ませ、これらの面から農民生活に潤いと向上の機会を与えようとするを主たる目的とした運動」でありました。2つ目は、政治的運動でございます。この運動は、州議会に農民の代表を選んで、そして農民の意見を反映させようとするを主目的とした運動でありました。3つ目は経済的運動でございます。この運動は、組合を通して共同的に農産物の販売や生産物を生産するための物資の購入、購買や農具製作等を可及的に行い、製造業者や中間商人のマージンを排除しようとするを主たる目的とした運動でありました。

このようにグレンジャー運動は、3つの運動から構成されておりましたが、その中心はなんといっても経済的運動でありました。そしてこの経済的運動として形に表れたのが、農民による鉄道運賃と倉庫料金の値下げ要求です。

これらの要求と平行して、イリノイ州やミネソタ州、ウィスコンシン州などの州におきまして、鉄道料金に統制権を持つ鉄道委員会

が設置されるようになってきました。1871年に倉庫業者と起重機業者、クレーン業者、そういう業者に対して営業免許制と料金の上限設定を決めたわけです。しかし、シカゴ市の起重機付穀物倉庫業者のマン・スコット商会は、州からの営業免許を受けなかった、拒絶した。そして上限が定められている以上の高い料金で営業を続けたわけです。マン・スコット商会は、イリノイ州法というのが、倉庫業者や起重機業者に対して、料金の上限を制定していることに対して、アメリカ修正憲法第14条（「法律上の正当な手続を経ないで、何人の生命、自由及び財産を剥奪し、もしくは何人に対しても法律の平等なる保護を拒むことはできない」）違反であるということとで提訴した。これがマン対イリノイ州事件の発端であるわけです。

これは結論としては、公益事業の科する料金を設定する州の権限ならびに州の制定法というのは、アメリカ修正憲法第14条に抵触しないのだ、正当であるという判決であります。その結論以上に公共の利益ないしは公共による統制等について、非常に含蓄のある意味を持った判決であるのであります。

私有財産が「公共の利益に責務を負う」時、それは、「もはや単なる私権ではあり得なくなる」ということを我々は見出す。このことは、200年以前にイギリス高等法院裁判長ヘイル卿が彼の論文の海港論の中で述べられ、爾来、財産法における必須要件として、異論なく受け入れられてきたのである。財産がある意味で公共的意義をもち、かつ、社会一般に影響を与えるように使用された時、それは公共の利益を帯びてくる。それゆえ、人は自己の財産を公衆が利害関係をともなう使用に供した場合には、彼は実質的に、その使用において公衆に利害関係を賦与したのである。そして、彼がこのようにしてつくった利害関係の範囲において、彼は普遍的な善、コモングッドの下に公共による統制に服さなければ

ならない。それは財産の使用を止めることによって、彼の賦与を撤回できますけれども、彼が財産の使用をつづける限り、公共による統制に服さなければならないと。

私有財産制や競争の自由や契約の自由を尊重する *Laissez-Faire* の伝統に包まれていたアメリカ資本主義経済社会に修正の契機をもたらしたということです。2 つ目はアメリカ資本主義社会に社会立法の必要性を認識させたということです。すなわち 1870 年代、アメリカ資本主義経済による独占化の弊害がきわめて顕著になってきたことに対し、連邦ないし州政府が、産業経済活動、企業経営活動に対して社会的立法を設定することによって対処するようになり、そのことがアメリカ資本主義経済社会に認識されるようになってきたということです。

3 番目といたしましては、需要者サイドないしは供給者サイドからの提訴による司法審査を通して、産業経済活動、企業経営活動に対する規制等のあり方を確立していくという社会制度をアメリカ資本主義経済社会に醸成させていく契機のひとつになったということです。

4 番目は、アメリカ資本主義社会の急速な発展における混乱の中で、公共による統制をいかに位置づけていくべきであるかということの契機になっております。

判決の影響の結果としては、公共利益に責務を負う財産を使用しての事業は、公共の利益に責務を負う事業、いわゆる “*Business affected with a public interest*” として位置づけられるようになったということと、それからこのような事業は公共による統制に服さなければならなくなったということです。その後、このように広い意味を持つ公共の利益に責務を負う事業の範囲が、漸進的に発展してきた司法審査や理論等によって整備されるようになってきたことと並行して、名前も “*Business affected with a public interest*”

から “*public utility*”, いわゆる公益事業と称されるようになってきたわけです。

わが国の法律体系への影響について検討してみると、3 つの法律類系に収斂、まとめることができます。

第 1 の法律類系として、公共の利益という目的のために私権を規制している事業経営に関する法律類系をまず具体的には指摘することができたわけです。もっと具体的には、この法律類系の中に、土地収用法と独占禁止法の適用除外というものがあるということがわかりました。土地収用法というのはご承知の通り、公共の利益が私権よりも優先されるべきであるということが客観的に判断されているような場合、私権が規制されることを意味している法律であり、具体的には公共の利益となる事業に必要な土地などの収用または使用というものが容認されることが示されている法律です。

それから独占禁止法の適用除外ということとは、独占禁止法は、いうまでもなく、消費者の利益保護と国民経済の民主的で健全な発達を促進させるために、公正かつ自由な競争を促進させることを目的とした法律でございます。しかし独占禁止法の一部の条文に、独占禁止法は全産業に適用される法律ではない、産業の一部においては、むしろそれは邪魔なんだということなのです。いわゆる公共の産業の一部においては、公共の利益という目的を達成するために、自由競争という私権が規制されなければならないということがあるんだ。そのことが示されている、その条文が独占禁止法の適用除外、いわゆる私権が規制されている、つまり公共の利益という目的のために私権を規制しているということです。

第 2 の法律類系として公衆の需要に供するという目的を示している事業経営に関する法律類系を指摘することができたわけなのです。具体的にはこの法律類系の中に労働関係調整法、特にその中の第 8 条の第 1 項でございま

す。公益事業というものをわが国の法律の中で、公益事業とはこういうものだとすることを明確に謳っているのはこの法律だけなのです。ここにそういった事業というのは、公衆の日常生活に欠くことのできないものだとすることをきちっと謳っているわけです。具体的にいいますと、この労働関係調整法第8条第1項というものは、この法律において、公益事業とは次に掲げる事業であって、公衆の日常生活に欠かすことのできないものを言うのだと。では、次に掲げる事業の中にはどういふものがあるのかというと、運輸事業、郵便、信書便、または電気通信の事業、水道、電気、またはガスの供給の事業、4番目としては医療または公衆衛生の事業、こういうふうに言っております。こういうふうに具体的にこの法律類系の中に労働関係調整法第8条第1項、その他に労働管理調整法というものが、緊急調整というものがあって、労働争議が起きた時には、「いの一歩」に公益事業というものが緊急調整をしなくてはいかんと、いろんな法律があるけれども、それを優先してやらなければいかんという法律もあります。

第3の法律類系として公共の福祉を目的とする、公営の形態の経営に関する法律類系を指摘することができたわけです。具体的にはこの法律類系の中に、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律。独立法人の中でも、特定独立行政法人というのは皆さんも知っている通り、この法律は具体的には造幣局とか国立印刷局などが入るわけです。いわゆる普通の独立行政法人というのは公務員の身分がなくなるのですが、ここだけはあるのです。でないと非常に困るわけです。それに関する法律と地方公営企業労働関係法と地方公営企業法というのがこの中にあります。この法律をその中で全部説明すれば良いのですが、時間の関係上、この地方公営企業法を説明します。地方公営企業法の目的というのは、地方公営企業というものが、経済性を発揮すると

ともに、公共の福祉を増進するものなのだということを謳っているものなのです。第2条です。ご存知の通り地方公営事業のできる事業といたしましては7つ謳われているわけです。鉄道事業、軌道事業、自動車運送事業、電気事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業。このようなこの法律は、したがって第3の法律類系としては、公共の福祉を目的とすることについてのものを一まとめにしたということでございます。

公益事業の規制というのは、先ほど言いました、公共の利益に資するとか、公衆の需要に供するとか、公共の福祉に資するという旨のことが、公益事業の経営活動を通して、地域社会の消費者や需要者に保障されうるように、供給者側の公益事業者と、需要者側の市民及び組織、この場合の組織というのは、この供給者側の公益事業以外の組織です、したがって、供給者側と需要者側の双方に遵守されなければならない一定の規律のことを意味するものだと思います。またそれだけではなくて、地域社会において市民や、公益事業や、それから組織、供給者側の公益事業以外の組織、その3者のそれぞれが、社会経済活動をする上で必要不可欠なる土地や施設等を共同利用しなければならないような場合、その利用の仕方やあり方について規制するということも含まれると思うのです。

一般的に、公共規制というのは、公共政策目的を達成するために、市民や組織の行動を一定の規律規定をもって制限するということの意味していると思うのです。また公共規制は、すべての関係者間で遵守されていかなければならないものでございますが、絶対的、不変的なものではなくて、それは社会経済環境の変化していく過程で、関係者間の合意に基づき進化したたり、または消滅していったりしていくものであるということもできると思います。このように公共規制は進化したり消滅したりしていくものであると思いますが、

一定の社会経済環境の歴史的な過程の中で公正に運営されていかなければならないということは言うまでもありません。それゆえに規制遵守に中立で、客観的立場にある国や地方公共団体等の公的機関にその運営を信託するというのが、現に行われているし、また適正であると思うわけです。

それゆえに、今まで述べてきました公益事業の規制と公共規制の考察から、公益事業の規制というのは、公共規制の範疇にあると言えるのではなかろうかと思うわけです。したがって、公益事業の規制の元祖とも言えるマン対イリノイ州事件の判決の中の、公共による統制もまた当然のことながら、公共規制にあると言えるわけです。

最後に、公益性について、私なりの考え方を述べさせていただきます。すなわち公益事業論の立場からの公益性についての私の考え方というのは、前に考察した公共規制に基づく公益事業の、効率的、効果的、継続的な経営活動というものが、確実に社会から、益する、いわゆる役に立つ、ためになると容認されていることを前提の上に、その容認されているということが、異なるこの価値観や能力を有する市民および組織と自然との共生が可能な社会の規範の枠の中に、無理なくすばくと納まっていくと、誰もが認めるような場合に位置づけられるところの「コモングッド」、普遍的な善、それを公益事業の公益性として認識することが妥当ではないかと考えています。

以上のパネラーの報告に続いてフロアからの質問等を含めて全体的な討論に入った。その中から、「公共性」論点からみて興味深い部分だけを、以下概略紹介しておこう。

IV パネルディスカッションから

旗手—国家が担うべき公共性とは何なのかと

いうのはちょっと難しい問題で、例えばセーフティ・ネットの保障と言っても、ではセーフティ・ネットとはどこまでなのかという問題が出てきまして、非常に難しい問題です。もうひとつナショナル・ミニマムの保障ということもよく言われるのですが、ナショナル・ミニマムがどこかという議論というのは、今、日本に欠けていると思うのです。ですから結局この負のスパイラル、生活保護と年金とを比べて、「生活保護の方が年金よりも良い生活をしているじゃないか、だから生活保護を減らせ」ということで、今、生活保護の老齢加算とか母子加算の部分が減らされてしまいました。ナショナル・ミニマムがいったいどの水準なのかという議論をしてこなかったもので、「下には下がある」という議論になっているのが、今、日本の議論の非常に良くないところだと思うのです。

フロア—国家が担うべき公共性と同時に、自治体が担うべき、国家というナショナル・ガバメントに対抗するローカル・ガバメントとして担うべき公共性には何があるかということについてお伺いしたい。

樽見—国家の担わないことは市民が担うというのではなく、間に一枚ローカル・ガバメントが入っているので、公共の切り分けのやり方が議論されていると思うのです。最初におっしゃった、安上がりな政府に向かっているのではないかということは、現象としてはそうだと思いますが、到達点としては、やはり財源と一緒に公共性が市民に切り分けられていく方向に向かわざるを得ない。いろんな理由があるのですが、ひとつは、やはり政府は安上がりではない、非常に高くつくということです。同時に、いつもそう思うのですが、市民が求めている公共性の価値基準が多元化してしまって、地方政府だろうが、中央政府だろうが、政府が手当てしてくれない、逆に言うと手当てしてくれた公共性に対して市民が満足できないという事態が起きているので、

切り分けというのは必然として起きる。ただ、財源というものに対してやはり中央政府は特にそうですが、ものすごくそれを他に譲らない、ローカル・ガバメントに対しても、市民社会に対しても譲らないのですから、その辺のアンビバレントというか、非常に不均衡が起きているので、今、過渡的にはものすごい問題になっていると思うのです。しかし到達点はやはり「小さい政府」に向かうのではないかなと思います。

アダム・スミスなども、「全部市場でやれ」と、きちっと言っているのではなく、最終的に国家に残るべきいくつかの領域をアダム・スミスは言っているのだと思うのです。例えば国防だとか、いくつかの領域はやはり中央政府に残らざるを得ないし、やはり税によって手当てされるべき領域は必ずあると思うのですが、そうではない領域、特に日本政府といったような「大きな政府」の国は、あまりにも国家が担うべき領域が大きすぎて、そのままやはり切り分けというか、仕切り直しというのが、今、行なわれていていくのかと、過渡期にもものすごくアンバランスなこと起きると私は理解しているのです。

司会—市民と国家の関係の中に、今日の樽見先生のNPOというのを、どういう形でめ込むのか。樽見先生の場合は、NPOが限りなく従来の自治体、行政との関係ではそこにお互いに行き来するというようなイメージで、NPOを捉えられている。同時に最初の旗手先生の報告の中では、NPOを特には取り上げて発言をされたわけではありませんが、新しい公共性というもののとの関係で、従来の公共性についての定義が、旗手先生の場合は一番難問だということでしたが、それとの関係で起きている新しい公共性の中でNPOを位置づけた時に、そのNPOというのは、結局最初の国家と市民との間でどういう位置づけで考えていったら良いのか。旗手先生の公共性というものに対して、NPOが基本的には

プラスの方向で評価されていると思うのですが、ただ必ずしもそういうふうにもなかなか言えない面もあると言われています。それで国家と市民とNPOという3者の関連を整理して、公共性につなげていくという作業が必要なのではないかと思います。

その意味で言いますと、藤田先生の公益事業における公共性論というのは、これはNPO云々という議論とは基本的に離れていて、従来型の政府、国家が、市民、特に経済活動をしている企業、中小企業等も含めてですが、そういう人々の経済活動に対して、国家が公共の立場、公共の立場というのはつまり私有財産の利用に当たって、不特定多数の人々に対してなんらかの形で影響を及ぼすような、特に負の影響ですね、これを及ぼすような経済活動をする場合に対しては、公共規制という形でその活動に制限を加える。その制限を加える主体が国家であり、制限を加える理由付けが公共性だという、こういう設定のされかたで公共性を位置づけていると思います。

したがってお三方の発言でポイントとなっているのは、国家と市民、その市民の範囲をどうするか、それから間に入っているNPOをどういうふうに位置づけて公共性に繋げるか、こんなところが今日の報告の中で一番、確認できればよろしいのかなと思いました。

旗手—よく使われる分類が、私の資料の4枚目の左上の方で、三角の関係です（後携の図表1および2参照）。一枚目のところに公共性の概念が重層的になっているという、市民がいて、市民同士はお互いに助けあう、お互いの助け合いの関係があって、もうひとつの機能に「共」という領域があって、「公」という領域があると思うのです。NPOというのは多分ここからここまでを担うのですが、それは、ひとつはNPO自身の力量ともうひとつはガバメントからの権限委譲がどれだけなされているかで、この位置がどこまでかが

変わるということなのですが、この図にもうひとつ付け足したほうが良かったのは、それでも最終的に政府に残る仕事というのは、たぶん NPO では担いきれないものがあって、これが行政法などでいう「権力的作用」というところです。相手方の合意がないのに一方的に権利義務関係を変動できる。たぶんこの部分は NPO には委譲しきれなくて、ここはガバメント、中央政府なり地方政府なり、政府というところに、多分残り続けるだろうというふうに思いますが、このどの段階で NPO が活動するかは、ここの 2 つの条件によって変わるので、どこかということはい個別のケースについてしか言えなくて、一般論として NPO はどこにいるかというのはちょっと言いにくいのではないかなというのが私の感想です。

樽見—私が NPO という学問に触れたのはアメリカです。結論を言うと、アメリカ型の NPO という考え方ではまずいのではないかと。アメリカ型の考え方ではまずいからもっと違う NPO の置き換えが必要なのではないかと議論されているような気がするのです。では何がアメリカ型かという、レスター・サロモンというジョンズ・ホプキンス大学の先生がいて、最初は 13 カ国くらいの国際比較をして、今はもう 40 カ国、70 カ国というようにすごく増やして国を比較して、世界の NPO というものがどのような比較研究ができるのかということをやっているのです。そのレスター・サロモンの NPO の定義というのは、極めて明快だと思うのです。それはこの表と似ているのですが、まず民間か、すなわち非政府か政府かということで軸を作って、それから先ほど言いましたように、非分配か分配かという言い方が一番正しいと思うのですが、もうちょっと簡単に言うと、営利か非営利かという二つの軸で NPO を考えようということをレスター・サロモンは提案するのです。何故そう提案するのかという

と、レスター・サロモン自身が NPO とはそういうものだと理解している。こう理解していきますと、非営利で非政府というのは民間ということなのですが、ここはもう全部 NPO になるわけです。民間で営利は企業ということになるわけです。

それから非営利で政府は、政府およびその関係する団体ということになると思いますが、さっき書いた非営利というのは、非分配制約がかけられていて、儲けが出たらそれを分配するかしないかということで、分配するのが企業だと、分配しないのが NPO だと。これが NPO でしょう、これで理解しましょうとレスター・サロモンが提案した理由は、繰り返しになりますが、国際比較をするためのだけの尺度なのです。この尺度に当てはめると、日本の場合、北海学園大学は私立大学なので NPO、病院も多くの病院は医療法人なので NPO というようになっていて、非常にクリアカットに NPO を国際比較できるという尺度なのですが、あろうことかこの尺度が一人歩きしてしまって、NPO というのはかなり厳密な定義であるということで、アメリカ型の理解がスタートしてしまい、これを NPO と当てはめていくと、先ほどでいうと、このある部分はこれには当てはまらなくなってきて、実は NPO という理解だと、「NPO＝公共の担い手」と理解していくと、かなりまずいんじゃないかという話になってきました。もちろん政府というのは公共の担い手ですが、実は NPO のある一部は公共の担い手ではないし、もっと言うなら企業の一部も公共の担い手なので、皆で寄ってたかって公共をやる時代になってきているというのが僕の理解なのです。

今日の藤田先生のお話で非常に感銘を受けたのが、その議論の中で、公益事業学という学問領域では、政府が規制をかけるための正当性というのを議論していると言っていたらっしゃいました。しかもアメリカの場合は、裁

判所というのを舞台にして議論してきたということです。NPOを勉強してきた人間が一番おもしろいのは、アメリカ社会というのは同時に企業が公益を担うための正当性を議論してきていることなのです。

藤田先生のご報告では、政府が規制する理由を議論したし、企業が寄付をして公共性に関わる自由を議論しているアメリカ社会に比べて、日本の社会は何なのかという、企業が本来あるべき利益追求という活動以外に、公共と関わる自由があるのかなのかという議論、政府がどの部分までNPOや企業に自分たちがやってきた公共の領域を渡していったのかという議論というのがあまりにも欠落している。あたかも後進国、発展途上国のように、「アメリカやヨーロッパでは社会的な企業というのが大事だと言われているよ」という議論だけを、果実だけを摘み取ってキャッチアップするように、今、やっているのですが、実はどういう領域がどういう形で公共の問題に関わるべきかという議論が、やはり欧米なんかには比べると歴史が短いので、キャッチアップ型になってしまい欠落している。そこで先ほどから、自治体ではどうして政府は安上がりだけを希求するのかというような歪が生まれている。

藤田—やはりNPOであっても、これは非営利とか営利という概念を初めからNPOに入れてしまうと、「ゴーイング・コンサーン」、いわゆる目的ができないと思うのです。だから要するに、その目的に、どこの組織体でも「ゴーイング・コンサーン」でなければならないと思うのです。継続企業であると。それをするために、営利であろうと非営利であろうと、これをあまり一義的に考えないというのが、まずNPOに対する考え方です。

まず営利という場合には、まず利潤、働いて利潤を得るということは資本主義社会においては当然なのでこれは良いと。しかしこの利潤の分配は、日本の場合は、企業の場合、

家制度で例えられるわけです。アメリカの場合、企業の株主が、いわゆる出資者のものなのです。日本の場合はそうではなくて、家制度で、とにかく継続していくんだということなのです。そのためにはいろんな係わりがあります。出資者もいれば、労働者もいる。それから係わり方としては、企業の中には経営者、それから従業員と。外部としては、まずこれは消費者、それから取引先、債権者、銀行なんかも金を貸しています。それから出資者。それから公共団体、いわゆるこれは政府と地方自治体、こういうふうに利害関係者があると思います。これを見てやるわけです。しかし日本の場合は、やはり経営者というのは舵取り役で、全部を見て、それが継続していくという。日本の企業分割としてはこういうことだと思うのです。先生からは異論があるかもしれませんが、私はそういうふうに考えている。そこでNPOもやはり目的を持って継続していかなければならないと。

司会—政府、国家と私とNPOの関連をどう考えるか、その中に公共性というものをどういうふうに入れこむかということでの説明として、樽見先生は、またがる問題として提起されている。旗手先生は直接その説明はされなかったのですが、特に公の中でも、権力的部分とそうではない部分を切り分けられたという点と市民のボランタリー・アソシエーションによる公共性の登場という辺りが、ひとつの公共の考え方の、新しい整理の仕方なのかもしれません。

旗手—公益性、公共性の問題を考える時に、そういうことがどうして難しいかと言いますと、日本人として、自分自身も日本人としてずっとやってきましたが、公共の問題は政府がやってくれるというような、長い間の幻想があったと思うのです。その一番顕著な例が、最近の相撲の問題をよく考えるのです。例えば相撲で不祥事が起きて、直近では大麻の事件が起きている。それで北の湖親方が辞める、

辞めないという議論がある時に、テレビの識者の人たちが皆で言うのです。「相撲協会は公益法人のくせして、あのような私腹を肥やしたり、個人的な不祥事をきちっと対処できないというのは、けしからん」と。公益法人であるということに対する過分な識者の期待があるなということを僕は考えるわけです。

実は、公益法人というのは、私の理解から言えば、本来的には NPO なのです。というのは民法 34 条というのは、民間団体で公益性を持っている団体は、国の許可によって公益法人、財団法人になりうると言ってくださっているのですが、市民があまりにも期待してすぎて、公益法人は半ば公益を代表しているのです、政府みたいなものだろうと思っているうちに、政府に上手くしてやられて、天下りだとか出向先とかになって、あたかも民法にはそう書かれていないのですが、百十余年の歴史の中で、公益法人というようなものでさえ、政府の一部であるような。それは政府がしたのかという側面ものすごくあるのですけれども、市民の側にも公益は政府に担ってもらわなければならない、準政府的な意味で公益法人に担ってもらわなければならないという幻想はある。それが皆さんよくご存知のように、公益法人改革というのが進んでおりまして、今年の後半から、公益法人が純然たる準則主義になっていって、純粋な NPO にもう一回先祖がえりするという、歴史的な時に来ています。だから小坂先生へのお答えになっているかわかりませんが、政府を含め、NPO 自身を含め、市民を巻き込んで、公益は誰が担うべきかという議論が、今、本当にこの 5 年、10 年で議論されている。

司会—先ほどの旗手先生の報告の中で、いわゆる介護とか、医療関係で特に顕著になってきていることとして、本来、国家や政府が担うべき公共の責務みたいなものがやはり考えられていて、それを財源問題等々からどんどん政府がそこから撤退し、自治体に押し付け

ながらもお手伝いをする。あるいは、場合によっては自治体ができなければそういうサービス自体が縮小、なくなるということも含めて、公共責務から政府や国家が撤退する局面というのをひとつお話されて、他方で、新しい公共ということで問題になっている NPO などが、市民を主体にしながら、公共の担い手として出てくる、そういう「出入り関係」、NPO の発達、発展、活動の関係の広がりというものが出てくると同時に、国家制度が本来やるべきことから撤退していくという。こういう問題を、旗手先生は、それを公共というのをどうお考えかということにも関わのですが、公共性という意味合いで考えた時の国家政府が担うべき、これを公共性というふうに捉えてよろしいのかどうか、それと新しい公共と言われている NPO などが担う役割というものが持っている公共性というのは、切り分けされるものなのか、あるいはその関係を旗手先生はどうお考えなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

旗手—介護や医療の問題で、NPO は法人格を取得していないし、必ずしも明確なグループでなくても、NPO 活動が大きな支えになっていることは、もう今、間違いない。国際障害分類、ICF という国連で作っている障害の概念があって、これが 1980 年に発表された時には、機能障害であるインペアメント、日常生活障害、食事がとりにくいかいいうディスアビリティと、社会参加が制約されるハンディキャップと、ハンディキャップとは今、障害の訴訟で、市民用語で結構使われていますけれども、社会参加が制約されている状態がハンディキャップなのです。

これが 2000 年に ICF という新しい分類に変わって、機能障害があったからといって、それが日常生活障害になるとは限らない。機能障害だって、例えば脳卒中で片麻痺、右麻痺になっても、介護サービスやボランティアで食事を補ってくれば、日常生活障害にな

らないわけで、社会の係わり合いによって障害の程度が変わるという概念の大転換をしたのです。その流れに医療やら福祉の現場があって、医療の現場でも、命をとり繋ぐことはできるかもしれないけれども、もっと「クオリティ・オブ・ライフ」を高めるためには、外出をしなければいけないし、話し相手も必要だし、院内でコンサートをやったり、イベントも必要だ。そういう部分は、今、ほとんどボランティアの方たちが、いろんな形で担ってきてもらえているので、非常に厳しい医療の現場でもボランティアの参加なしには「クオリティ・オブ・ライフ」を高められないというのは、もう間違いがない。それはNPOの「入り」の部分です。

しかし、それでもやはり国家、自治体に残された最後の役割があると思うのです。それは重症心身障害児とか、民間の病院では絶対に診ない、非常に重い障害の人たちを収容するベッドというのが、重症心身障害児医療とか、いくつかの類系で国に指定されて、それで指定されると採算ベースからはずしてもらえるのですが、採算ベースで一般診療報酬によると、これは絶対赤字になるという部分があって、NPOが仮に参加しても、重症心身障害者の方を、ずっと24時間、365日引き受けられるかという、たぶんそれはできないと思うのです。

そういう意味で、やはりありきたりな言葉ですけれども、生きる権利、生存権を保障する部分というのは、最後は国に残るだろう。生存権の保障、基本的な人権の保障、参政権もそうです。こういう部分は最後までここはたぶん政府に残って、NPOでは支え切れない部分はあるんだろうと。

樽見—私の質問なのですが、生存権というのはよくわかるのですが、生存権を保障するのは、国が財源を保障すれば良いという問題にはならないのですか？ 財源さえ保障されれば、それをサービスとして生存権を保

障する立場の人が、政府の人であろうか、NPOの人であろうか、もっと極端に言えば企業の人であろうか良いってことにもならないのですか？

旗手—なり得ます。ただそのためにはマンパワー、専門スタッフやノウハウを育てるのものすごい時間がかかるので、原理的にはあり得ますが、それに移行するという明確な政策意図があって、民間部門でそういう政策を育てられるという選択があれば可能だと思います。

樽見—例えばALSとか、特化した病気で蓄積という面でいうと、実は政府よりもある特殊な民団体の方が、経験や知識、情報量があるということが往々にしてあるのです。その時にあるべき生存権という意味合いの方が、印象としては、そういう団体に対する資金援助を政府がしてくれれば、実は、ノウハウとか経験とか、そういうものはもしかしたら市民団体の方が往々にして高度な技術や高度なサービスを持っていることも多いような気がする。そうすると生存権を保障するのは国家だけでも、同時に国家と一緒にあって、車の両輪として動く市民団体、NPOという人たちの力もなくてはならないという印象がすごくあるのです。そういうことは権力の防衛とかとちょっと違うのではないかなという印象を受けます。

旗手—そうですね。参政権の問題についても、やはりこれは国家に最終的に。選挙区とか一票の価値とかは、これも地方では決まらなくて、全国を比較するとこれだけの差があるという問題なので、全国を知らなくてはならない。そういう参政権の問題が最後まで国家に残るのではないかなと。

樽見—そうすると、今のことに触発されて考えたのは、例えば生存権の話などは、税金を払うということと、サービスを享受するということが最初の関係だと思うのですが、地球市民とか、グローバリゼーションということ

を考えると、税金を払うのは日本人だけでも、サービスを受ける人たちは外国にということも往々にしてある。例えば、札幌に「飛んでけ車椅子の会」という会がありまして、そこは国内で余っている車椅子を海外に届けるということをやっているのです。その場合に車椅子を調達したり、経営資源は国内で調達するのですが、受益者が海外にいたような場合は、なかなか税金とサービスというのは上手く対応しない。このような時は、なかなか国家や自治体が自前の資源、すなわち税収でやってのけるということでは上手くいかなくなってきて、ますます政府の力も必要なのですが、同時に国境をやすやすと超えるような、日本では一般に NGO と呼ばれたりしていますが、そういうふうなやはり NPO の人たちの力というのを考えていくと、どちらともなければいけないのですが、相対的には NPO の領域というのはいくら増えていくという印象を僕自身は持っています。

フロア—加えてなのですが、今のお話、私も自治体で水道の仕事をしているのですが、公共の担い手というよりは、今は自治体の行政領域というものがある意味終焉を迎えて、そこに NPO 法などを見ても、従来行政と言われたことと、同じような仕事がすべてできるような形になったと考える時に、それは先ほどの政府と NPO というようにしていたと思うのですが、むしろ政府というよりは地方政府と NPO という位置づけにして、今、公共の領域というのはいくらでも増えるのではなくてむしろシビル・ミニマムの設定について議論していかなければいけない時に、NPO は本来、非常に良い仕事をしてくるのだと思います。そうした視点の中でもお話をしていただければ。だから先ほど言った「回転ドア」の話はすごく共感を覚えました。

樽見—政府と NPO との共同というイメージは、あまり意味がないのかなという気がしているのです。先ほど言った「エンスー」とい

う言葉を使いたかったのは、政府の中にはある特定の課題に対して情熱を持って、特化して知識を吸収して、時間を費やして、寝食を忘れてやる人がひとりいて、NPO の中にもそういう人がいてやはりセクターをまたがって「エンスー」な人たちがやっていくしかないのかなと思うのが私の結論です。そう考えていくと、共同という大雑把な議論から早く脱却して、次にやはりどういうふうな成功の類型があるのかというのは、やはりおっしゃる通りで、もうちょっと細かく見ていく必要はあるのかと思います。

フロア—私の勝手な解釈でいいますと、旗手先生の「公」というのは、非常に露骨な言葉でいうと権力なのです。権限委譲とか、権力的作用というのがありますから、公というのは非常に突き詰めていくと、そこに帰着するわけです。言い換えると、今日のテーマでいうと、規制する側の話をされていると。非常に極端な言い方をしますと、そのように受け取れるのです。

お二人の真ん中と左側の内容は、どちらかという私の言い方でいくと、公益というものに関係するような表現をされていると思います。ただし、私は経営学が専門ですが、その見地からするとその 2 つは全く違う。少なくとも企業観は全く違います。樽見先生の企業観は、完全にアメリカ型の企業観、企業とは営利追及の組織であると……

樽見—いや違います。私が説明したのはアメリカの考え方がもう上手く立ち行かなくなっているという説明で説明したので……

フロア—あの図は完全にアメリカ型の考え方を言ったものです。それに対して藤田先生の考えというのは、日本的な企業観です。もちろんアメリカでもああいうステークホルダー・アプローチというのはありますけれども、アメリカでは全く少数派なのです。アメリカではもう株主権論が圧倒的ですから。ただしアメリカの経営学者は、圧倒的に真ん

中のステークホルダー・セオリーなのです。だからステークホルダー・セオリーという立場に立てば、公とは何かというと、利害者全体なのです。ステークホルダー全体なのです。公益とはステークホルダー全体の利益を長期的に最大にすることなのです。

今日の話というのは全部一国制度の枠の中で、基本的にはお話になっていると思います。が、私たちの、また公益事業学会の今年の夏がそうでしたけれども、グローバリゼーションというのがあるわけです。グローバリズすると、例えば規制をするにしても、されるにしても国だけでは済まないのです。もっとインターナショナル・オーガニゼーション、例えば具体的に言うと ILO とか、国連とか、そういう特定の組織でなくても、条約のようなものによって縛られてくるわけです。だからそういうものを論理の中にどう入れていくかという話を、これを考えないと、国内だけの話を考えている分には良いかもしれませんが、もうちょっと議論としてはそれだけでは不十分ではないかなという気がしないでもありません。

樽見 最初は公益事業学会という名前は僕には非常におどろおどろしく聞こえたので、どういふ話をして良いかわからなかったのですが、藤田先生の方から、昭和 24 年から 60 年の議論が積み重なっているということを知って、そのこと知っただけでも非常に感銘を受けました。というのは、森本先生からもご指摘いただいたのですが、公共という言葉と公益という言葉の関係性というのを、実はないがしろにしていたというか、同じようなものではないかなと僕は思っていました。そういうことをきちっと議論している学会があるということに行き着いて、本当に無知であったので、これからなんらかの交流というか、関係を持たせていただいて、もう少しそういう議論を各学会ですり合わせをする機会があれば良いなと思いました。

藤田 私は、公共とは「私」と「公」の活躍の場、それがいろんな種類の能力を持った人たち、または組織の活動する「場」。その「場」を公共というものが指しているのではない、それぞれの組織とか市民とかが活躍する場、それらがお互いに認め合う、それが公共ではないかと、最近思っています。

むすびにかえて

以上が、三氏による報告とそれを巡る討論の概略である。もちろん、この整理にあたっては筆者の関心による一定のバイアスがかかっており、当日の議論全体については別途刊行の「シンポジウム報告集」を参考にしていただきたい。いずれにしても、当日の議論もそうであったが、「公共性」や「公益性」についての理解はまだ「統一的」なものとはなっていないということが、現状における到達点であることが確認できよう。筆者も、その現状を理解していないわけではない。ただ、筆者が、これまで再三にわたって強調してきたのは、「公益事業学会」なら「公益事業学会」としての、「公共性」や「公益性」についての概念の確定と統一化に向けた議論を絶えず行う必要があるという点、そして、その際、「公益事業学会」以外の学問分野での「公共性」と「公益性」に関する議論から率直に学ぶべきであるという点、この二つである。その意味は、二つである。すなわち、一つは、公益事業論それ自体が単なる現状記述的な議論に止まることなく、一個の体系性を持った「論」となるためには、「論」の中心的概念の確定を避けてはならないと考えているからであり、同時に、それは「概念」の「死に体」化と一人歩きを避けるためにも必要である。今ひとつは、「公益事業論」が諸科学のうちに、しかるべく位置を占めるためには、諸科学との「概念的」交流を行わなければならない、と考えるからである。とりわ

け、「公共性」や「公益性」という概念は、社会科学において普遍的な位置を占めており、そこでの交流を通じて、それぞれの科学の深化をはかるとともに、諸科学全体の発展にも寄与することが可能となろう。

本稿は、公益事業学会北海道東北部会(2008年度)のシンポジウム(「公益事業と公共性」)における議論を糸口にして公益事業論における「公共性」「公益性」概念の探求作業を行う上での基本的視点を獲得することを課題としている。限られた議論ではあったが、このシンポジウムを通じて確認しうる論点をいくつか整理することによって本稿のむすびにかえておきたい。

まず、旗手報告についてであるが、氏が取り上げた、ハーバースマスやロールズなど、「公共性」問題を議論する際に、いわば「基本文献」的位置に彼らの業績が置かれていることが理解される。それは、哲学、法学、政治学、社会学的なアプローチを採用する論者に限らず、「公共性」概念について学問的に議論しようとするものはすべからず通過すべき議論であろう。もちろん、その議論を全面的に支持し、取り入れる必要があるわけではない。しかしながら、「公共性」という概念を探求していけばいくほど、「公益事業論」における「公益」概念と通底する部分があることに気づかされるはずである。したがって、両者の間に架け橋が可能とすれば、それは何故なのか、また逆に、つながらない部分があるとすれば、それは何か、そして何故なのか、検討すべき課題はなお多い。しかし、言語の伝達可能性に最終的な信頼を置いている限り、少なくとも、それぞれの学問領域で「公共性」について勝手に議論されて良いということにはならない、というのが筆者の見解であり、三人の報告者と参加者との討論を通じて、「公共性」概念の相互交流が可能であることが改めて確認された、との思いが強い。

さらに、法学という学問分野の議論にとりわけ特徴的な事柄であるが、国家あるいは権力と「公共」の問題が依然として重大な問題であり、この問題も避けられないテーマであることが明らかとなった。ともすれば、市場と国家、民間経済と政治行政というように、二分法的にとらえ方に傾きがちな経済学において、「公共性」問題は両者の関係性を改めて本質的な問題として問うものとなっており、従来の二分法では説明しきれないテーマとなっていることが理解されよう。経済および経済学と公共性の関係については別途検討したいと考えているが、ここでは、次の点についてだけ留意を促しておきたい。

経済学は私的領域に関する学問、とりわけ市場のメカニズムを探求する学問であるという理解が一般的であり、そのような経済学においては、国家・政府は市場の外部から必要に応じて働きかけをする経済外的機関として位置づけられることになる。その際、この必要性を説明する論理が「公共財」理論として組み込まれてきた。公共財とは、1) 排除不可能性(ある特定の人を、たとえば受益に見合った負担をしないからという理由で、その財・サービスの消費から排除することが技術的、物理的に不可能であること)、2) 消費の非競合性(ある人がその公共サービスを消費したからといって、他の人の消費量が減るわけではないこと)という二重の性質を有する財・サービスのことでありとされる⁸⁾。この規定は、供給される財・サービスの性質からのものであるが、井堀氏は同時に、次のようにも言う。政府投資、政府消費など便益が広く国民全体に及ぶ財・サービスを公共財と呼ぶ⁹⁾。後者は便益が広く国民全体に及ぶということとそれが政府の支出に基づくという二重の規定となっていることが分かる。問題は、こうした財・サービスを何故「公共財」と呼ぶかであるが、政府支出に関わるが故に「公共」とされたというのが素直な理解であ

ろう。つまり、国家＝公共という側面から導き出されたと考えられるのである。もしそうであるならば、前者の「排除不可能性」と「消費の非競合性」という二重性が公共性とのように関連するか、今一度検討する必要があるだろう。

上述の点とも関連するが、近年の「新しい公共性」論にも着目する必要がある。すなわち、「新しい公共性」を強調することによって、国家の有する「公共性」を否定し、これからは国家・行政ではなく、民間組織、たとえば NPO や企業なども「公共性」の担い手である、という議論が盛んであるが、この議論には「公共性」問題を考察する上で看過できないいくつかの論点が含まれている。さしあたって指摘しておきたいのは、この議論の積極面と消極面である。権力国家的な「公共性」ではなく、国民・市民が「公共性」の担い手であることを明らかにするとともに、実践的にも国民・市民が「公共性」実現行動に参画する道を開くという意味で、この議論の積極性は明瞭である。しかし、他方で福祉国家体制の構築と発展によって、たとえ不十分ではあるにしても、これまで形成されてきた国家による「公共性」機能、とりわけ国家による医療・福祉・教育サービスの供給システムが、「国家は公共の担い手ではない」との認識を生み出す素地を「新しい公共性」論が作り出すことによって、一路後退させられる状況を生み出しているという点に、この議論の消極面が現れている。したがって、こうした消極面が規制緩和論や民営化論と結びつくとき「公共性」の名の下に、市民生活における最終的な安全網＝セーフティ・ネットの寸断が生じることになる。もちろん、セーフティ・ネットそれ自体も「公共性」との関係で定義されなければならないのであるが、この問題については、稿を改めて検討することにしたい。この議論は、樽見氏による第二報告にもつながっていく。

樽見報告は、自ら NPO 活動に積極的に関わっているという実践的経験に裏打ちされた内容であった。同時に、その実践がアメリカを中心とした NPO 活動とそれをベースとした理論に立脚した上で、わが国の NPO 活動と NPO 理論の発展に寄与できる方向性を示したものである。筆者が、特に注目した点は、氏の次の主張である。

「これまで行政は主として市民参加という言葉を使ってきましたけれど、今起きていることはむしろ市民参加というよりも、市民を中心とした様々な政策の中に、政府が参加していく政府参加ではないかというニュアンスさえ感じ取れるわけです。同時に NPO ということで議論してきましたが、昨今は、社会企業家という言葉を使いながら、その依って立つ法人格が営利か非営利かということさえ問わない。場合によっては企業であっても公共領域に関与できるということ。つまり NPO の一番重要な定義であるはずの非分配制約という分配制約自体もちょっと危うくなっている。良い意味で、危うくなっている」¹⁰⁾。

NPO は、「新しい公共性」論を展開する際にその中心的担い手として常に引き合いに出される組織である。樽見氏ももちろんその役割の重要性を強調してやまないわけだが、既に見たように、氏の立論の要点は、こうした組織それ自体よりは、その構成メンバー、とりわけその中心となって組織を引っ張っていく個人に光を当てている点である。「エンサー」と呼ばれる人々である。この「エンサー」が属する組織は、行政であってもよいし、NPO であってもよい。場合によっては民間企業であるかもしれない。いずれにしても、一定の社会的課題を実現するために自発的に集まってくる人々が問題なのである。

以上のような「エンサー」を基軸とした、樽見氏の NPO 論は行政を中心とした従来の「公共性」のあり方を、社会的課題を中心に

集合する担い手集団による「公共性」へと展開していく方向性を示していると同時に、そうした課題を担う組織体ではなく、組織を構成するメンバー、とりわけリーダー的存在となつて組織を引っ張っていく主体的人間の重要性を指摘する点に斬新さがあると言える。

藤田報告は、アメリカにおける公益事業概念生成過程を振り返ることによって、「公益」の意味を確定し、もつてわが国の同種概念の類型化を試みたものである。

藤田氏は、まず、アメリカにおける「公益」概念生成の契機を「グレンジャー運動」、とりわけ農民による鉄道運賃と倉庫料金の値下げ要求運動に求め、これらの運動に平行する形でイリノイ州、ミネソタ州、ウィスコンシン州などに鉄道運賃に対する統制権を有する鉄道委員会が設置された点に求める。そして、シカゴ市の起重機付き倉庫業者に対する営業免許制と料金規制を定めたイリノイ州とこれを不服とする倉庫業者「マン・スコット商会」との間でアメリカ修正憲法第 14 条をめぐる訴訟、いわゆる「マン対イリノイ事件」が「公益」概念生成の直接的契機であるとしている。ここから導き出される「公益」概念の最終的表現が 1877 年の連邦最高裁判所判決である。ここで、判決は次のように述べるのである。

「私有財産が、公共の利益に責務を負うとき、それは、もはや単なる私権ではあり得なくなる。……人は自己の財産を公衆が利害関係を伴う使用に供した場合には、彼は実質的に、その使用において公衆に利害関係を付与したのである。そして、彼がこのようにしてつくった利害関係の範囲において、彼は普遍的な善 (common good) の下に公共による統制に服さなければならない」

このような、公共の利益に責務を負う事業 (Business affected with a public interest) は、公共の統制に服さなければならないこと

が、以後のアメリカ社会において一般化し、これらの事業群が、いわゆる「公益事業」としてその他の一般産業とは区別されることとなった経緯を藤田氏は跡づけている。

その後、氏はわが国の「公益事業」概念の整理を、「土地収用法」「独占禁止法」「労働関係調整法」「各種事業法」等に現れている「公益」「公共の福祉」に関わる表現をよりどころとしながら類型化を試みている。

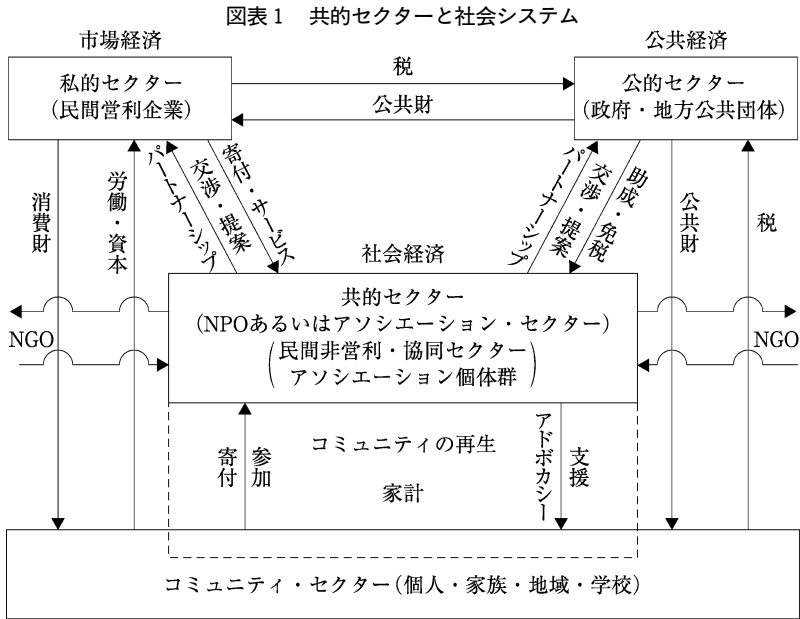
最後に、藤田氏は、「公共規制に基づく公益事業の効率的、効果的、継続的な経営活動が、確実に社会 (地域社会) から益すると容認されていることを前提に、そのことが異なる価値観や能力を有する市民および組織と自然との共生が可能な範囲に、無理なく収まっていると何人も容認する場合に位置づけられる普遍的な善 (common good) を公益事業の公益性と認識する」と結論している。

藤田氏の「公益性」議論から、われわれは私有財産権とそれに対する国家的規制という資本主義的法体系における根本問題に遭遇していることに気づかされる。なぜなら、私有財産権こそが資本主義的生産を支え、発展させるアルファでありオメガであるからであり、その私有財産に対して制限を加えるということは、その大原則を曲げることだからである。それ故、その大原則を曲げるにたる「理由」がなければならないのは当然である。藤田氏は、それが普遍的な善 (common good) であり、その下では私有財産権は制限を受けることが認められるというのである。そして、制限を加える主体は国家ということになるから、上述の議論は、国家が普遍的な善 (common good) の代弁者であるということが暗黙のうちに前提されていることが分かる。したがって、問題は、国家をそのような普遍的な善の代表者とする事の是非という点にも及ぶことになろう。また、この点を日本国憲法との関連で論ずるならば、憲法第 29 条の財産権の規定、「財産権は、これを侵

してはならない。②財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」を上述の普遍的な善との関連において検討することを要請されることを意味するが、この点は、樋口陽一氏が公法学会の実状に触れながら論じたことにまっすぐにつながっている。この点

一つとただけでも、様々な学会で「公共性」をそれぞれ探求しながらも、他の学会における議論との相互交流の必要性が痛感される。

以上、三氏の報告にそって「公共性」「公益性」をどのように定義し理解したらよいのか、その糸口を筆者なりに探ってみた。この論考だけで結論がでるものではないし、出す



図表2 経済社会セクターの三類型

	私的セクター	公的セクター	共的セクター
組織形態	企業官僚制	国家官僚制	アソシエーション
組織化原理	利害・競争	統制・集権	参加・分権
制御媒体	貨幣	法権力	対話（言葉）
社会関係	交換	贈与	互酬
基本的価値	自由	平等	連帯
利益形態	私益	公益	共益
救済形態	自助	公助	共助
経済・経営主体	私企業	公共団体	民間非営利協同組織
経済形態	市場経済	公共経済	社会経済
合理性	目的合理性	目的合理性	対話的合理性
問題点	市場の失敗	政府の失敗	ボランティアの失敗

〈出所〉 佐藤慶幸著『NPOと市民社会アソシエーションの可能性』（有斐閣、2002年）p.5、p.9より

べきではないであろう。筆者が、試みようとしているのは、「公共性」「公益性」という社会的テーマに対して、社会科学や人文科学の分野で様々なアプローチがあるということをまずは確認すること、そして、そのアプローチの違いにもかかわらず、そこに「公共性」「公益性」という概念によってつながろうとする人間の営みの普遍的性格をつかみ取りたいということである。今回の、シンポジウムがこうした共同作業を行う上で、ささやかな契機となったと信じるものである。

注

- 1) 中谷氏の懺悔は「市場原理主義の行き過ぎ」に向けられたものであって、「資本原理」それ自体に向けられたものではない。したがって、その着地点が徹底的な資本主義批判となることはない、というのは二宮氏の指摘の通りであろう。しかしながら、小泉内閣によって加速されたわが国における市場原理主義の政策の展開に当たって理論的旗振り役を担った竹中平蔵、八代尚宏、田中直毅氏からは聞かれない反省の弁を率直に表明した姿勢には二宮氏同様、筆者としても評価したいと思う。客観的事実によって自説の誤りが明らかになった場合、その事実を認めることは研究者にとって当然のことではあるが、それなりに勇気のいることである。まして、中谷氏のように影響力ある研究者であればなおのことであろう（二宮厚美「新自由主義の経済的帰結」『経済』2009 年 4 月参照）。
- 2) 小野善康『誤解だらけの構造改革』日本経済新聞社、2001 年。山家悠紀夫『「構造改革」という幻想——経済危機からどう脱出するか——』岩波書店、2001 年。内橋克人編『経済学は誰のためにあるのか——市場原理至上主義批判——』岩波書店、1997 年、参照。
- 3) 拙著『第 3 セクターと公益事業』日本経済評論社、1999 年参照。
- 4) 小林直樹「現代公共性の考察」『公法研究』第 51 号、1989 年、同「現代公共性の諸問題」『専修大学社会科学年報』第 25 号、1991 年、参照。
- 5) 拙著『公益と公共性』日本経済評論社、2005 年、参照。
- 6) 竹田繁「公共性理論の深化のために」『公益事業研究』第 59 巻第 3 号、2008、1 月。
- 7) 2008 年度公益事業学会北海道東部会シンポジウム「公益事業と公共性」（2008 年 9 月 13 日）における報告および当日配布のレジメ参照。なお、これらの報告については、その後テープ起こし原稿を元に、各報告者による補正を経て、「報告集」として印刷発行の予定である。したがって、各報告者のより正確な主張については、この「報告集」を参照していただきたい。本稿での筆者による紹介は、あくまでも筆者の読み込みによる整理であることをお断りしておきたい。
- 8) 井堀利宏『公共経済学』新世社、1999 年、108 ページ。
- 9) ここでは、「公共経済学」における公共財規定を紹介するにとどめるが、この規定が市場財あるいは民間財との対比の中で説明されているのは明らかである。したがって、公共財は資本主義経済における市場と国家の関係を指定した上ではじめてその本質が明らかになるものであろう。この角度から公共財を検討する必要があると、筆者は考えているが、その点は別稿に期したい（同上）。
- 10) このシンポジウムは、公益事業学会北海道東部会（2008 年 9 月）が主催して開いたものであり、主催者側としては、学会外部における「公共性」研究に触れることによって、自らの「公共性」あるいは「公益性」概念研究の深化に少しでも貢献したい、との思いがあった。しかし、この思いは学会外部の研究者にも反作用を与えていることがうかがえ、学問研究が孤立して行われるより、相互交流によってこそ、より大きな成果が期待されるものと感じられた。

参考文献

- 1) 中谷巖『資本主義はなぜ自壊したのか——「日本」再生への提言——』集英社インターナショナル、2008 年。
- 2) 中嶋信『新しい「公共」をつくる』自治体研究社、2007 年。

- 3) 松下啓一『新しい公共と自治体』信山社, 2002年。
- 4) 金沢史男編『公私分担と公共政策』日本経済評論社, 2008年。
- 5) 中川雄一郎・柳沢敏勝・内山哲朗編著『非営利・協同システムの展開』日本経済評論社, 2008年。
- 6) 松葉正文『現代日本の市民社会——市民社会と企業社会の間——』晃洋書房, 2006年。
- 7) 都留重人『市場には心がない——成長なくて改革をこそ』岩波書店, 2006年。
- 8) 稲葉振一郎『「公共性」論』NTT出版, 2008年。